

議案第19号

三宅町個人情報保護法の施行に関する条例の制定に伴う関係条例
の整備に関する条例の制定について

三宅町個人情報保護法の施行に関する条例の制定に伴う関係条例の整備に関する
条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月2日提出
三宅町長 森田 浩司

三宅町個人情報保護法の施行に関する条例の制定に伴う関係条例の整備
に関する条例

(三宅町放課後児童健全育成施設設置条例の一部改正)

第1条 三宅町放課後児童健全育成施設設置条例(平成17年三宅町条例第8号)の一部を次のように改正する。

第15条中「三宅町個人情報保護条例(平成19年三宅町条例第10号)」を「三宅町個人情報保護法の施行に関する条例」に改める。

(三宅町児童館設置条例の一部改正)

第2条 三宅町児童館設置条例(昭和54年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第16条中「三宅町個人情報保護条例(平成19年3月27日三宅町条例10号)」を「三宅町個人情報保護法の施行に関する条例」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

三宅町放課後児童健全育成施設設置条例(平成 17 年三宅町条例第 8 号)新旧対照表

現行	改正後（案）
(秘密保持義務) 第 15 条 指定管理者又は学童保育クラブの業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、三宅町個人情報保護条例(平成 19 年 3 月 27 日三宅町条例第 10 号)の規定を遵守し、個人情報 that 適正に保護されるよう配慮するとともに、学童保育クラブの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、また同様とする。	(秘密保持義務) 第 15 条 指定管理者又は学童保育クラブの業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、<u>三宅町個人情報保護法の施行に関する条例(令和 5 年三宅町条例第〇〇号)</u>の規定を遵守し、個人情報 that 適正に保護されるよう配慮するとともに、学童保育クラブの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、また同様とする。

三宅町児童館設置条例(昭和 54 年条例第 10 号)新旧対照表

現行	改正後（案）
(秘密保持義務) 第 16 条 指定管理者又は児童館の業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、三宅町個人情報保護条例(平成 19 年 3 月 27 日三宅町条例第 10 号)の規定を遵守し、個人情報が適正に保護されるよう配慮するとともに、児童館の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、また同様とする。	(秘密保持義務) 第 16 条 指定管理者又は児童館の業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、<u>三宅町個人情報保護法の施行に関する条例(令和 5 年三宅町条例第〇〇号)</u>の規定を遵守し、個人情報が適正に保護されるよう配慮するとともに、児童館の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、また同様とする。